

平取町事業承継支援事業補助金

中小企業の円滑な事業承継を支援します！

町内事業者で後継者がいないなどの課題を抱えている中小事業者への支援策として、事業承継後の円滑な事業展開を含め、事業承継に係る初期準備費用等の負担を軽減させるため、事業を引き継いだ者に対し補助金を交付し、地域経済の活性化を図ることを目指します。

補助金額は1事業者当たり、登記等に係る経費で法人は30万円、個人事業者は15万円を限度額とし、店舗の改修や宣伝費などの経費は2分の1の50万円を限度額とします。

○補助要件 次のいずれかに該当するものは交付対象外になります。

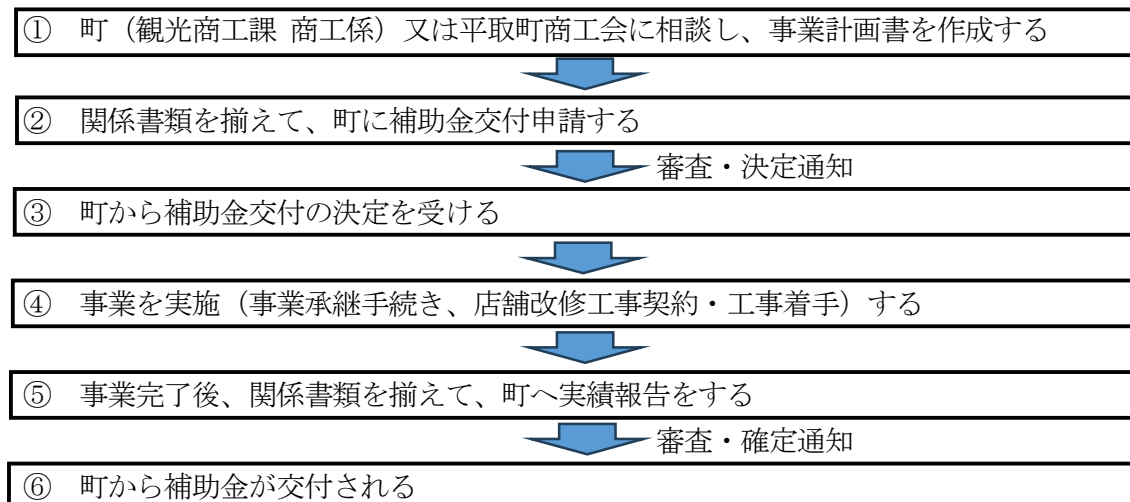
- ①農林漁業者 ②政治・経済・宗教上の組織または団体 ③町民税等に滞納がある者
④風俗に関する営業を行う者 ⑤暴力団または暴力団員など ⑥その他町長が不適当と認める場合

○補助対象経費

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
・ 初期診断 ・ 課題分析、コンサルティング ・ 税制申請に係る経費 ・ 株価など企業価値の算定 ・ 事業承継計画の作成 ・ 仲介、マッチング登録 ・ 仲介委託契約等 ・ その他必要と認められる経費	・ 法人 30万円を限度額 ・ 個人事業者 15万円を限度額
・ 開店に伴う店舗改修、広告宣伝費 ・ 事業に必要な機械類等の整備、備品購入 ・ その他必要と認められる経費	・ 補助対象経費の2分の1で50万円を限度額

※補助対象経費は申請年度末（3月末）までに完了する経費を対象としています。

○申請までの流れ



○問合せ先

平取町役場 観光商工課商工係 TEL 01457-3-7703（直通）

E-mail: shoko.rodob@town.biratori.lg.jp

平取町小規模事業者経営改善資金 利子補給事業補助金のご案内

町では、日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた方に対して利子の補助を行う事業です。

◆補助対象者

- 町内に主たる事業所を有していること
- 平取町商工会の推薦を受け、融資を受けている者（令和7年4月1日以降に融資を受けている者）
- 町民税等に滞納がない者

◆補助対象額

- 4月から翌年3月までの償還された利子額とし、利子補助額は対象資金の融資利率と同率とし、5%以内の額とする

◆申請方法

平取町商工会を通じ町へ関係書類を揃え、提出してください。

※提出された、書類を審査し商工会を通じ支給します。

◆お問合せ・申込先

〒055-0107

沙流郡平取町本町34番地17

平取町商工会 TEL：01457-2-2329